

令和4年度4月 第1回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年4月28日（木） 午前10時00分 ～ 午前11時00分

開催場所 あま市七宝産業会館 2階 大会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	玉谷 尚登	出席	推 1	平尾 正敏	出席
2	近藤 善成	出席	推 2	小坂井 佳雄	出席
3	菱田 茂	出席	推 3	宇佐美 雅仁	欠席
4	加藤 勝	出席	推 4	近藤 哲夫	出席
5	伊藤 幸夫	出席	推 5	林 和夫	出席
6	笹野 明美	出席	推 6	花木 清	出席
7	近藤 美奈子	出席	推 7	宮地 浩司	出席
8	木村 治彦	出席	推 8	久保田 幸司	出席
9	三輪 光雄	出席	推 9	足立 國雄	出席
10	山田 武彦	出席			
11	横井 幸一	出席			
12	鈴木 良法	欠席			
13	近藤 吉美	出席			
14	石原 勇	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
局 長	今枝 勲男	書 記	井上 清彦
書 記	堀田 裕樹		伊藤 秀樹
			吉田 仁美

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 6	報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
	報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 4 号 農地改良届について

議 長 (あいさつ)

本日の出席につきましては、農業委員の出席数は13人、推進委員の出席数は8人です。鈴木委員、宇佐美委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和4年度4月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
3番菱田茂委員及び4番加藤勝委員を指名します。

議 長 日程第2「会期の決定」を議題とします。
本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議 長 日程第3 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第1号について説明いたします。

1番につきまして説明いたします。

参考資料は1～2ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町沖之島観音寺地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

2番につきまして説明いたします。

参考資料は3～4ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は二ツ寺五反地地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

3番につきまして説明いたします。

参考資料は5～6ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は西今宿馬洗地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用は無く、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

また、下限面積等の要件も満たしております。

こちらにつきましては、4月27日に菱田委員と花木委員と現地確認をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 議案第1号につきましては、菱田委員と花木委員に現地確認を行っていただきましたが、菱田委員から現地の状況について報告願います。

菱田委員 議案第1号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び菱田委員と花木委員から説明・報告がありました、議案第1号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第1号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第1号は承認されました。

議 長 日程第4 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第2号について説明いたします。

1番につきまして説明いたします。

参考資料は7～9ページです。

申請者は、議案のとおりとなっており、申請地は花長茶木島地内の田で、一般個人住宅への転用となっております。申請者は、生活環境変化に伴い、現在の居宅が手狭となったため、所有地に住宅を建築するための申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

2番につきまして説明いたします。

参考資料は10～12ページです。

申請者は、議案のとおりとなっており、申請地は北苅郷中地内の畑で、駐車場への転用となっております。申請者は、申請地北側で集合住宅を建設する計

画があり、計画地だけでは駐車場の台数が不足するため、申請地に駐車場を設置するための申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。第3種農地であるため、転用の許可が見込めます。こちらにつきましては、4月26日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、4月27日には菱田委員と花木委員と現地調査をさせていただいております。

議 長 菱田委員と花木委員に現地確認を行っていただきましたが、菱田委員から現地の状況について報告願います。

菱田委員 議案第2号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び菱田委員と花木委員から説明・報告がありました、議案第2号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第2号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第2号は承認されました。

議 長 日程第5 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)
議案第3号について説明いたします。
1番につきまして説明いたします。
参考資料は13～15ページです。

借受人・貸渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は二ツ寺揚山地内の畑で、一般個人住宅への転用で使用貸借権設定となっております。生活環境変化に伴い、現在の居宅が手狭となったため、分家住宅を建築するための申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

2 番につきまして説明いたします。

参考資料は16～18ページです。

賃借人・賃貸人は、議案のとおりとなっており、申請地は篠田鹿造地内の田で、店舗への転用で賃借権設定となっております。借受人は、海部郡蟹江町地内に本社を置き、現在不動産業を営んでいる。新たに飲食店の経営を行うための計画を立て、様々な敷地を探す中、申請地が計画に最適であると判断したため、飲食店を建築するための申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されており、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、公益的施設等がある区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。第3種農地であるため、転用の許可が見込めます。

3 番につきまして説明いたします。

参考資料は19～21ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下田山地内の田で、資材置場への転用で所有権移転となっております。譲受人は、愛西市須依町地内に本社を置き、建築工事業を営んでおります。業務の拡大に伴い、自己所有の資材置場を新設するための申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。第3種農地であるため、転用の許可が見込めます。

4 番につきまして説明いたします。

参考資料は22～24ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町遠島宮東地内の田で、資材置場への転用で所有権移転となっております。譲受人は、申請地近隣に本社を置き、不動産業を営んでおります。現在、あま市七宝町桂地内に既存の倉庫兼資材置場がありますが、業務の拡大に伴い手狭となったため、新規で資材置場を設置するための申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されており、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、公益的施設等がある区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。第3種農地であるため、転用の許可が見込めます。

5 番につきまして説明いたします。

参考資料は25～27ページです。

借受人・貸渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下田前並地内の田で、一般個人住宅への転用で使用貸借権設定となっております。生活環境変化に伴い、現在の居宅が手狭となったため、分家住宅を建設するための申請となっております。なお、申請地の一部が無断転用されている状況があるため、申請者より始末書の提出があり、早々に耕作可能な状況にすると説明がありました。一般基準も満たしており、立地基準においては、10ha以上の一

段の農地で、農地区分は、第1種農地に区分されます。日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、4月26日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただきます。

また、4月27日には菱田委員と花木委員と現地調査をさせていただきます。

議 長 菱田委員と花木委員に現地確認を行っていただきましたが、菱田委員から現地の状況について報告願います。

菱田委員 議案第3号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び菱田委員と花木委員から説明・報告がありました、議案第3号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第3号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数です。よって、議案第3号は承認されました。

議 長 日程第6 報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による届出について」、報告第4号「農地改良届について」、を事務局から一括報告願います。

事務局 (報 告)

議 長 ただ今事務局から報告がありました、報告第1号から報告第4号について、ご質問・ご意見等はございませんか。

議 長 ご質問も無いようですので、質疑を終了します。
以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。
よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。長時間にわたりご苦労さまでした。

次回の農業委員会でございますが、５月３１日（火）午前１０時からの予定です。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年5月10日

議 長 三輪 光雄

署 名 委 員 菱田 茂

署 名 委 員 加藤 勝